

① 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------	-----	-----

別表十一(一) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

債 務 者	住 所 又 は 所 在 地	1					計
	氏 名 又 は 名 称 (外国政府等の別)	2	()	()	()	()	
個 別 評 価 の 事 由		3	令第96条第1項 第 号 該当	令第96条第1項 第 号 該当	令第96条第1項 第 号 該当	令第96条第1項 第 号 該当	
同 上 の 発 生 時 期		4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
当 期 繰 入 額		5	円	円	円	円	円
繰 入 限 度 の 計 算 額	個 別 評 価 金 銭 債 権 の 額	6					
	(6)のうち5年以内に弁済される金額 (令第96条第1項第1号に該当する場合)	7					
	(6)のうち 担保権の実行による取立て等の見込額	8					
	他の者の保証による取立て等の見込額	9					
	その他による取立て等の見込額	10					
	(8) + (9) + (10)	11					
	(6)のうち実質的に債権 とみられない部分の金額	12					
	(6) - (7) - (11) - (12)	13					
	令 第 96 条 第 1 項 第 1 号 該 当 (13)	14					円
	令 第 96 条 第 1 項 第 2 号 該 当 (13)	15					
	令 第 96 条 第 1 項 第 3 号 該 当 (13) × 50 %	16					
	令 第 96 条 第 1 項 第 4 号 該 当 (13) × 50 %	17					
繰 入 限 度 超 過 額 (5) - ((14)、(15)、(16)又は(17))		18					
貸 倒 実 績 率 の 計 算 の 基 礎 と な る 金 額 の 明 細	貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 (6)の個別評価金銭債権が売掛債権等 である場合の(5)と((14)、(15)、(16) 又は(17))のうち少ない金額)	19					
	貸 合 前 期 の 個 別 評 価 金 銭 債 権 の 額 倒 計 (前期の(6))	20					
	れ 額 (20)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合 の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額 の 基 (前期の(19))	21					
	礎 となる控 (21)に係る売掛債権等が当期において貸倒 損 除 れとなった場合のその貸倒れとなった金額	22					
	失 ず (21)に係る売掛債権等が当期においても個別評 の 価 の対象となった場合のその対象となった金額	23					
	額 金 (22)又は(23)に金額の記載 等 がある場合の(21)の金額	24					
	の						